

令和6年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（新設）

要望元：農林水産省 農産局 果樹・茶グループ

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		ルイボス（ティー）								
改正要望の内容		ルイボス（ティー）についてのWCOによる分類決定（第12.11項）を遵守するための適用税率を移行するほか、所要の調整を行う。								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特恵	基本	暫定	特恵		
12.11		主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）								
1211.90		その他のもの 1 ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴプシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう属の植物の茎及び根、セネガ根、遠志、甘松香、コロongo根、海葱、ヤラッパ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、沈香、槐花、大黃並びに甘草	無税			無税				

	120	－甘草						(無税) ～(12%)	
	190	－その他のもの						(無税) ～(12%)	
		2 除虫菊							
	710	(1) 生鮮のもの及び乾燥したもの	14%	無税	14%	無税	12%		
	790	(2) その他のもの	10%	3%	10%	3%	6%		
	600	3 大麻草	3%	×無税	3%	×無税	(3%)～ (6%)		
		4 その他のもの							
		(1) 茎、樹皮及び根並びにこの類の備考1の物品(乾燥したものに 限るものとし、粉状にしたものを除く。)	無税		無税		(2.5%)		
	931	－この類の備考1の物品							
	939	－その他のもの							
		(2) その他のもの		無税		無税			
	991	A びやくだん	2.5%		2.5%		(2.5%) ～(6%)		
	992	B はとむぎ	3%		3%		(3%) ～(12%)		
	XXX	X ルイボス			5%		3%		細分新設
	999	C その他のもの	2.5%		2.5%		(2.5%) ～(12%)		
12.12		海草その他の藻類、ローカスト ビーン、てん菜及びさとうきび (生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍 し又は乾燥したものに限るも のとし、粉碎してあるかないか を問わない。)並びに主として 食用に供する果実の核及び仁 その他の植物性生産品(チコリ ー(キコリウム・インテュブス 変種サティヴム)の根で煎つて ないものを含むものとし、他の 項に該当するものを除く。)							

1212.99	その他のもの							
	1 こんにやく芋(アモルフォ ファルス(切り、乾燥し又は 粉状にしたものであるかな いかを問わない。))	3,289 円/kg		×無税	3,289 円/kg		×無税	
110	－267トン(荒粉換算数量 とし、政令で定めるところ により換算するものとする。)を基準とし、当該年 度における国内需要見込 数量から国内生産見込数 量を控除した数量、国際市 況その他の条件を勘案し て政令で定める数量以内 のもの		40%			40%		(40%)
190	－その他のもの							2,796 円 /kg
910	2 その他のもの －あんず、桃(ネクタリン を含む。)又はプラムの核 及び仁	5%		無税	5%		無税	3%
990	－その他のもの							3%

改正要望内容の 施行期日及び適用期間	令和6年4月1日以降
改正を要望する品目又 は制度をめぐる状況	<p>① 現状</p> <p>国際的な品目分類の統一を目的とするHS 委員会(注)において、ルイボス(テイー)を第12.11項(主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分(種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。))に分類することが決定され、WCOにより承認された。</p> <p>(注) HS 委員会は、品目表を定める国際条約である「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約(HS条約)」に基づきWCO(世界税関機構)に設置されている委員会であり、品目表の解釈及び適用の統一を図る観点から、HS条約加盟国からの提案に基づき、個別物品の分類についての検討等を行っている。</p> <p>② 問題点</p>

	<p>我が国はHS条約加盟国であり、HS委員会の決定を遵守し、国際的に品目分類を統一させることに貢献していることから、WCOにおいて承認された品目分類を我が国において執行するため、関税改正を行うことが必要不可欠である。</p> <p>関税改正を行わない場合、ルイボス(ティー)の関税率表上の所属が、第1212.99号から第1211.90号に移行することに伴い、実行税率が引き下げられることとなり、国内への影響が生じる。</p>
<p>改正の必要性と目的達成の見通し</p>	<p>① 改正の方向性</p> <p>HS委員会によるルイボス(ティー)の分類決定に従って我が国の品目分類の国際的な調和を確保する一方で、国内への影響回避の観点から、移行先の第1211.90号にルイボス(ティー)の新たな細分を設けるとともに、1212.99号と同じ税率を適用することで、本品目に係る実行税率を維持する。</p> <p>② 改正目的達成予定時期</p> <p>令和6年4月</p>
<p>改正の効果と妥当性</p>	<p>① 改正によって期待される効果</p> <p>本改正によって、HS委員会の決定を遵守しつつ、ルイボス(ティー)について適用される関税率を維持することで、現行の取り扱いとの連続性を確保できる。</p> <p>② 改正によって生じうる影響</p> <p>該当なし</p> <p>③ 改正の妥当性</p> <p>本改正によって、HS委員会の決定を遵守しつつ、ルイボス(ティー)について適用される関税率を維持することができ、改正を行うことによる悪影響は想定されず、適用税率の混乱等の悪影響が回避できることから、改正は妥当である。</p>
<p>政策評価・関連措置</p>	<p>① 本要望に関連する政策評価</p> <p>財務省の令和5年度政策評価実施計画における政策目標において、「内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等」(5-1)、「多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進並びに税関分野における貿易円滑化の推進」(5-2)を掲げており、本要望はこれらの趣旨に沿うものである。</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係</p> <p>本改正によって、ルイボス(ティー)に対し、適切な関税率を引き続き設定することができるとともに、適用税率の混乱等の悪影響を避けることができるため、税関分野における貿易円滑化の推進に寄与する。</p> <p>③ 政府方針と改正の関係</p> <p>該当なし</p> <p>④ 関連措置</p>

	該当なし
--	------

○ 改正経緯

これまでの改正状況	該当なし
措置による効果	該当なし